

2018年●月●日

性的指向・性自認に関する党首選挙アンケート  
ご回答のお願い

性的指向および性自認等により困難を抱えている  
当事者等に対する法整備のための全国連合会  
(略称:「LGBT法連合会」)

謹啓 ●●の候、貴殿におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。平素は、性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(以下「LGBT法連合会」という)の活動に対して、ご理解、ご支援を賜り誠に有難うございます。

当会は、性的指向や性自認に関する差別や偏見によって困難を抱える当事者、支援者、専門家などによる80の賛同団体等から構成される連合体です。立法府に対する政策提言活動を通じて、当事者の困難が解消されることを目的に活動を展開しております。

昨今、性的指向や性自認に関して、立法府を構成する国会議員の方から、極めて差別的な議論や発言が報道や世論を賑わせております。このような差別的な議論については、多くの当事者が傷つき、悲しむだけでなく、「問題がある」と答えた人が8割にのぼるとの世論調査も発表されているところです。

周知の通り2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定され、オリンピック憲章には、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は(中略)性別、性的指向(中略)の理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」との文言があるなど、開催国として性的指向や性自認に関する差別や偏見によって困難を抱える人々への対応の関する責任に対し、国内外から注目を集めることは必須と考えられています。

このような中、今後の立法府の取り組みを考える上でも、貴党のリーダーを決めることとなる選挙において、各候補者がどのようなお考えをお持ちであるのか、広く社会に共有したく、ここにアンケートを実施、送付させていただいた次第です。ぜひとも本アンケートの社会的意義をご理解くださり、ご回答いただければ幸甚にございます。

なお、上記の趣旨から、ご回答いただいた内容は、当全国連合会、またはそのリンク先のサイトで公表させていただく予定にしておりますので、予めご了承ください。

謹白

## ご回答・ご返送にあたってのお願い（重要）

ご回答・ご返送には、下記□～□の方法がございますが、ご回答を早く掲載させていただくためにも、できるだけ□をご利用いただけるよう、ご検討お願い申し上げます。

### □ メール返送：下記までご返送ください

届いた調査票の手書きデータ、もしくはスキャンした電子データでご回答いただき、下記メールアドレスに、ご送信ください。

**返信用メールアドレス：info@lgbtetc.jp**

### □ ファックス送信

届いた調査票に、手書きでご回答いただき、それを下記のファックス番号に、ご送信ください。

### ● **返信用 FAX 番号：(050-3736-6008)** ご返送期日

**●月●日 (●)** をめどに、なるべくお早くご返送お願いいたします。受け付け順に、ご回答内容をウェブにて、公開させていただきます。

□本件に関するお問い合わせ先□

LGBT 法連合会 担当：神谷・下平  
TEL：050-3736-7397 MAIL：info@lgbtetc.jp

問 1

性的指向・性自認に関する課題は人権問題であると考えていますか？

1. 人権問題であると考えている
2. 人権問題であると考えていない
3. その他 ( )

\*なお、法務省は性的指向や性自認に関する偏見や差別をなくすことを、「平成30年度啓発活動強調事項」にあげています。

問 2

今回の貴党の党首選挙の貴殿の公約に、性的指向・性自認に関する項目（「LGBT」や「SOGI」などに関する事項）は入っていますか？

もし入っていないとしても、今後お取り組みをされますか？

1. 公約に入っている
2. 公約に入っていないが、今後取り組む
3. 公約に入っていないし、今後取り組まない
4. その他 ( )

問 3

性的指向・性自認に関する差別は存在すると考えていますか？

1. 差別は存在すると考えている
2. 差別は存在しないと考えている
3. その他 ( )

\*内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）によれば、性的指向に関する人権問題として「差別的な言動をされること」49%、性同一性障害に関する人権問題について、「差別的な言動をされること」49.8%となっています。

問 4

「性的指向・性自認による差別をしてはならない」と明記した法律を制定するおつもりはありますか？

1. 制定するつもりである
2. 制定するつもりはない
3. その他 ( )

## 問 5

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、前回改正から 9 年が経過しており、3 年の見直し規定が履行されていません。現行の規定には国際的にも批判が集まっています。改正するおつもりはありますか？

1. 改正するつもりである
2. 改正するつもりはない
3. その他 ( )

### 〔背景〕

戸籍の性別変更の要件は、性同一性障害特例法で定められています。しかし、海外の現状と比べると要件が厳しすぎると指摘されています。現在要件外の当事者についても、円滑な社会生活を行えるよう、改正を求める強い要望が当事者団体などから出されています。たとえば、

- 「現に未成年の子がいないこと（子なし要件）」に関して  
→ 未成年の子どもがいても、子どもが親の外見等の変更を受けいれたいり、円滑で安定的な就労による子の扶養のためにも、性別変更が望ましいと思われるケースが少なくない。性別変更を認める諸外国では、こうした要件を課す国はない。
- 「手術要件」に関して  
→ 既に海外では手術を性別変更の要件にしない国が増えつつある。WHO の勧告にあるように、戸籍の性別変更に手術を要件とすることは、人権上問題であり、また身体的・経済的負担が非常に大きい点でも問題であり、外すべきである。加えて、たとえば卵巣はあるが子宮がない（あるいは機能していない）ような場合にも手術が必要となっているのは、不適切である。

以上